## 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2020年8月6日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 土屋 裕子

【電話番号】 03-6205-1649

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 三井住友・DC年金日本株式225ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 5,000億円を上限とします。 信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

三井住友・DC年金日本株式225ファンド 以下「当ファンド」といいます。

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます (基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC225」として掲載されます。 委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント 株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

#### (5)【申込手数料】

ありません。

#### (6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

2020年8月7日から2021年2月4日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

#### (9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の 委託会社にお問い合わせください。)

#### (11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

- イ 申込証拠金
  - ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

- ハ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。
- 二 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

#### (参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、225マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を組み入れることにより、実質的に日本の株式に投資し、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行うことを基本とします。
- 口 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

#### (イ) 当ファンドが該当する商品分類

		,
項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設
		定が行われ従来の信託財産とともに運用される
		ファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産によ
		る主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉と
		する旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産によ
(収益の源泉)		る主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨
		の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連
		動する運用成果を目指す旨の記載があるものをい
		います。

### (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産		
投貝別家貝性	その他資産(投資信	目論見書または信託約款において、主として投資
	託証券(株式 一	信託証券に投資する旨の記載があるものをいいま
	般))	す。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託
		証券の先の実質投資対象について記載していま
		す。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証
		券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株
		式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左
		右されるものであるため、商品分類上の投資対象
		資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算す
		る旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産によ
		る投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託
		(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるも
		のを除く。)を投資対象として投資するものをい
		います。
対象インデック	日経225	目論見書または信託約款において、日経平均(日
ス		経225)に連動する運用成果を目指す旨の記載があ
		るものをいいます。

#### 商品分類表

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
	国内	株式	
単位型		債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		日経225
	年4回	北米		
债券 一般 公債	年6回(隔月)	区欠州	ファミリーファンド	
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		TOPIX
	その他	中南米		
不動産投信	( )		ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産		アフリカ		
(投資信託証券(株 式 一般))		中近東(中東)		その他
資産複合		エマージング		( )
( ) 資産配分				
固定型				
資産配分 変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。 商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

#### (2)【ファンドの沿革】

2001年10月26日 信託契約締結、設定、運用開始。

(設定時の委託会社はさくら投信投資顧問株式会社)

2002年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの

委託会社としての業務を承継。「DC年金日本株式225ファンド」か

ら「三井住友・DC年金日本株式225ファンド」に名称を変更。

#### (3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

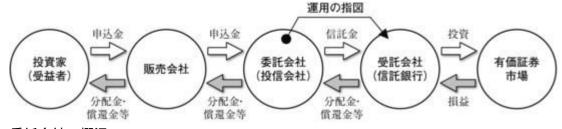
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行 に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

\*株式会社日本カストディ銀行は、2020年7月27日に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社が合併して発足しました。

#### (八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

#### 運営の仕組み



#### ロ 委託会社の概況

#### (イ)資本金の額

20億円(2020年5月29日現在)

#### (口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

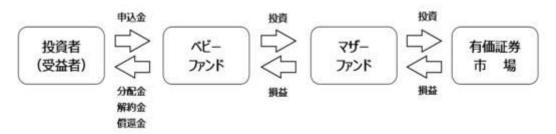
#### (八)大株主の状況

(2020年5月29日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

#### ハ ファンドの運用形態(ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)の動き に連動する投資成果を目指した運用を行うことを基本とします。

日経平均株価(日経225)とは

日経平均株価(日経225)とは、日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出されています。

計算方法は、ダウ式修正平均株価で、連続性を維持するために必要に応じて除数を修正します。

算出式:日経平均株価(日経225)=指数採用225銘柄の株価<sup>^</sup>合計:除数\*株価は、50円みなし額面以外は50円みなし額面に換算。

日経平均株価(日経225)に関する著作権、ならびに「日経」および「日経平均」の表示に関する知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### 口 投資態度

- (イ) 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (ロ)マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況 動向等によっては、変更することもあります。
- (八)運用の効率化を図るため、日経平均株価先物取引を利用することもあります。
- (二)株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の + 110%以内とします。また、実質投資比率が前記の上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。

なお、実質投資比率は、信託財産に属する現物資産と先物の買建玉の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する現物資産と先物の買建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額から、信託財産に属する先物の売建玉の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する先物の売建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額を差し引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。

- (ホ)株式以外への資産(マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの 信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を 含みます。)の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (へ)なお資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色



日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

- ■日本の取引所に上場している株式のうち、日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄に、 原則として等株数投資を行います。
- ■運用の効率化を図るため、日経平均先物取引を利用することもあります。



#### 日経平均株価(日経225)とは

日経平均株価(日経225)とは日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証第一部上場銘柄のうち代表的な 225銘柄を対象に算出されています。

日経平均株価(日経225)に関する著作権、ならびに「日経」および「日経平均」の表示に関する知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。



株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。

- ■実質投資比率が上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。
- ■株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ ■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。 ファンド マザーファンド 投資対象資産 申込金 投資 投資 三井住友・ 投資者 (受益者 225 日本の DC年金日本株式 マザーファンド 株式等 225ファンド 分配金 1825 描绘 解約金 質測金 運用プロセス 日経平均株価 構成銘柄 原則、完全法により組入銘柄・株数を決定 日経平均株価の構成銘柄のすべてに投資 ポートフォリオの構築 日経平均株価との乖離をチェック 資本買動 キャッシュポジション管理 パフォーマンスおよびポートフォリオ特性の ボートフォリオの運用 〇 定期的なチェック

# 完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。 すべての銘柄へ投資する必要があるため、信用不安が懸念される銘柄も原則として組み入れる点にも留意する必要が あります。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。



#### (2)【投資対象】

ありません。

#### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)としま す。

- 1.有価証券
- 2. デリバティブ取引にかかる権利
- 3. 金銭債権
- 4.約束手形

#### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書

- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書 の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

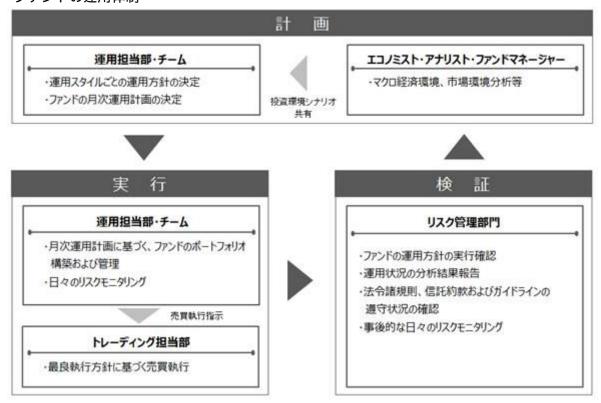
#### ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

口 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

#### (4)【分配方針】

毎年1回(原則として11月10日。休業日の場合は翌営業日となります。)決算を行い、原則として 以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を 行うものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行 わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありま せん。
- ハ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。 (基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

#### (5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、先物取引を含めた実質投資比率は、信 託財産の純資産総額の110%以下とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)。

- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

#### イ 投資する株式の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式は、取引所に上場している株式の発行会社の発行する もの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。 ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### ロ 信用取引の指図範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使 により取得可能な株券

#### 八 先物取引等の運用指図

- (イ)委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所における日本の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国 の取引所における日本の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること ができます。

#### ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

- (八)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)において、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- (へ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ホ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- (ロ)上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### へ 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当 該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ト デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をする ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、

会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:225マザーファンドの投資方針等)

#### (1)投資方針等

#### イ 基本方針

日本の取引所に上場している株式のうち、日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行うことを基本とします。

#### 口 投資能度

- (イ)日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄に原則として、等株数投資を行います。
- (口)株式の組入比率は高位を保ちます。
- (八)運用の効率化を図るため、日経平均先物取引を利用することもあります。
- (二)株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。また、実質投資比率が前記の上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。なお、実質投資比率は、現物資産の時価総額と先物の買建玉の時価総額の合計額から先物の売建玉の時価総額を差し引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- (ホ)資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質有するもの
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

- 5.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 6. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

#### (3)投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ)株式への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ)株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、 当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い 場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(八)市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二)指数の動きと連動しない要因

当ファンドは、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物とインデックスとの動きの不一致等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。

(ホ)ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファ

ンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた 場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファ ンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### (へ)換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファン ドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことが あります。

#### (ト)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて 下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益 率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額 の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める 各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵 守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク 管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

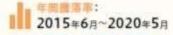
## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

## ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の概落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

## ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の魔落率の平均・最大・最小を 比較したものです。





ファンド 2015年6月~2020年5月





幸年閱講落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

2017/6

2018/6

2019/6

(年/月)

- 売分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と
- 幸ファンドの機落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- すすべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

2015/6

2016/6

日本権	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象 しています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先達国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIIマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ペース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本協債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募器定利付国債を対象としています。
先進國債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイパーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する境地通貨建て国債を対象としています。

- 幸海外の指数は、独替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- 申上記各種数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各種数の発行者および許諾者は、 当ファンドの連角成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】 ありません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

純資産総額に年0.66%(税抜き0.6%)の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

#### <信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容	
委託会社	年0.265%	ファンドの運用等の対価	
販売会社	年0.265%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファ ンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
受託会社	年0.07%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの 指図の実行等の対価	

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

#### (4)【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0044%(税抜き0.004%)以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- 八 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

#### イ 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ

ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

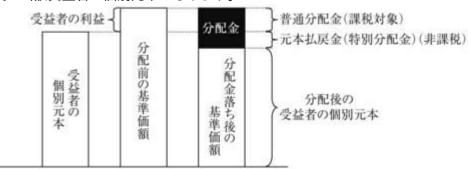
#### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

#### 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### (イ)個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社 債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる 譲渡益および配当等との通算が可能です。

#### (口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

					少類投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
10.7	象資	27	_	る託	公募株式投資信託	(新たに購入が必要)
非	課	税	対	象	公募株式投資信託から生じ	る配当所得および譲渡所得
利な	用	対る	象	と方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在
非	課種	党 0	D 期	間	最長5年間(投資期	引聞は2023年まで)
利限	用	で度	ŧ	る額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2020年5月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

#### 5【運用状況】

#### (1)【投資状況】

三井住友・DC年金日本株式225ファンド

2020年 5月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,173,204,493	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,186,628	0.03
合計(純資産総額)		7,171,017,865	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DC年金日本株式225ファンド

#### イ 主要投資銘柄

2020年 5月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	2 2 5 マザーファンド	2,586,336,576	2.8944	7,485,892,586	2.7735	7,173,204,493	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### ロ 種類別の投資比率

2020年 5月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

#### 【投資不動産物件】

三井住友・DC年金日本株式225ファンド 該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DC年金日本株式225ファンド

該当事項はありません。

#### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

## 三井住友・DC年金日本株式225ファンド

年月日		純資産		1万口当たりの 純資産額(円)		
			(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第10期	(2010年11月10日)	2,254,996,651	2,254,996,651	9,652	9,652	
第11期	(2011年11月10日)	2,153,012,968	2,153,012,968	8,464	8,464	
第12期	(2012年11月12日)	2,370,245,187	2,370,245,187	8,776	8,776	
第13期	(2013年11月11日)	4,435,073,427	4,435,073,427	14,619	14,619	
第14期	(2014年11月10日)	5,347,950,007	5,347,950,007	17,430	17,430	
第15期	(2015年11月10日)	6,978,355,030	6,978,355,030	20,713	20,713	
第16期	(2016年11月10日)	6,583,928,155	6,583,928,155	18,495	18,495	
第17期	(2017年11月10日)	7,769,807,101	7,769,807,101	24,533	24,533	
第18期	(2018年11月12日)	7,595,049,860	7,595,049,860	24,417	24,417	
第19期	(2019年11月11日)	7,649,652,778	7,649,652,778	25,991	25,991	
	2019年 5月末日	6,914,115,347		22,774		
	6月末日	7,123,472,759		23,546		
	7月末日	7,179,839,527		23,806		
	8月末日	6,920,997,169		22,906		
	9月末日	7,226,542,451		24,238		
	10月末日	7,546,059,074		25,541		
	11月末日	7,592,622,649		25,943		
	12月末日	7,662,785,745		26,380		
	2020年 1月末日	7,459,150,771		25,861		
	2月末日	6,781,548,552		23,567		
	3月末日	6,272,840,230		21,282		
	4月末日	6,598,055,016		22,706		
	5月末日	7,171,017,865		24,586		

## 【分配の推移】

## 三井住友・DC年金日本株式225ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2009年11月11日~2010年11月10日	0
第11期	2010年11月11日~2011年11月10日	0
第12期	2011年11月11日~2012年11月12日	0
第13期	2012年11月13日~2013年11月11日	0
第14期	2013年11月12日~2014年11月10日	0
第15期	2014年11月11日~2015年11月10日	0
第16期	2015年11月11日~2016年11月10日	0

第17期	2016年11月11日~2017年11月10日	0
第18期	2017年11月11日~2018年11月12日	0
第19期	2018年11月13日~2019年11月11日	0

#### 【収益率の推移】

#### 三井住友・DC年金日本株式225ファンド

	収益率(%)
第10期	0.7
第11期	12.3
第12期	3.7
第13期	66.6
第14期	19.2
第15期	18.8
第16期	10.7
第17期	32.6
第18期	0.5
第19期	6.4
第20期(中間期)	11.8

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除した ものをいいます。

## (4)【設定及び解約の実績】

#### 三井住友・DC年金日本株式225ファンド

	設定口数 (口)	解約口数(口)
第10期	704,255,397	422,114,607
第11期	623,010,036	415,616,909
第12期	537,602,671	380,475,651
第13期	1,359,356,446	1,026,349,289
第14期	937,098,625	902,731,734
第15期	1,269,691,980	968,893,611
第16期	996,511,234	805,708,807
第17期	641,846,263	1,034,506,059
第18期	585,110,403	641,684,861
第19期	407,636,738	575,037,096
第20期(中間期)	379,118,357	406,900,188

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

### (参考)

## (1)投資状況

### 225マザーファンド

2020年 5月29日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	88,670,231,100	98.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,127,567,127	1.26
合計(純資産総額)	89,797,798,227	100.00	

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)	
株価指数先物取引	買建	日本	1,112,310,000	1.23	
合計	買建	-	1,112,310,000	1.23	

### (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## 225マザーファンド

### イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2020年 5月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	146,000	63,813.65	9,316,793,200	60,530.00	8,837,380,000	9.84
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	876,000	4,262.28	3,733,764,000	4,832.00	4,232,832,000	4.71
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	146,000	21,653.42	3,161,400,000	21,500.00	3,139,000,000	3.50
日本	株式	ファナック	電気機器	146,000	20,149.04	2,941,760,800	19,215.00	2,805,390,000	3.12
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	876,000	3,174.82	2,781,146,400	3,136.00	2,747,136,000	3.06
日本	株式	テルモ	精密機器	584,000	3,778.75	2,206,792,000	4,230.00	2,470,320,000	2.75
日本	株式	中外製薬	医薬品	146,000	9,672.42	1,412,174,000	15,890.00	2,319,940,000	2.58
日本	株式	ダイキン工業	機械	146,000	14,980.54	2,187,159,600	15,850.00	2,314,100,000	2.58
日本	株式	信越化学工業	化学	146,000	11,810.72	1,724,366,400	12,620.00	1,842,520,000	2.05

							ㅁ뺸쁘겓	用山邑(以南汉)	7 1011
日本	株式	京セラ	電気機器	292,000	7,031.06	2,053,069,600	5,831.00	1,702,652,000	1.90
日本	株式	リクルートホールディング ス	サービス 業	438,000	3,660.37	1,603,244,400	3,710.00	1,624,980,000	1.81
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	292,000	5,255.92	1,534,731,200	5,320.00	1,553,440,000	1.73
日本	株式	エムスリー	サービス 業	350,400	2,825.83	990,170,880	4,340.00	1,520,736,000	1.69
日本	株式	第一三共	医薬品	146,000	6,695.94	977,607,600	10,085.00	1,472,410,000	1.64
日本	株式	TDK	電気機器	146,000	10,861.81	1,585,824,400	10,080.00	1,471,680,000	1.64
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	730,000	1,782.00	1,300,864,000	1,914.50	1,397,585,000	1.56
日本	株式	セコム	サービス 業	146,000	9,607.58	1,402,708,000	9,334.00	1,362,764,000	1.52
日本	株式	花王	化学	146,000	8,536.40	1,246,315,200	8,647.00	1,262,462,000	1.41
日本	株式	エーザイ	医薬品	146,000	7,479.79	1,092,050,400	8,438.00	1,231,948,000	1.37
日本	株式	ファミリーマート	小売業	584,000	2,548.34	1,488,233,600	2,019.00	1,179,096,000	1.31
日本	株式	オリンパス	精密機器	584,000	1,710.37	998,857,600	1,871.50	1,092,956,000	1.22
日本	株式	オムロン	電気機器	146,000	6,319.26	922,613,200	7,140.00	1,042,440,000	1.16
日本	株式	ソニー	電気機器	146,000	6,660.49	972,432,800	6,874.00	1,003,604,000	1.12
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	146,000	7,713.92	1,126,233,200	6,755.00	986,230,000	1.10
日本	株式	資生堂	化学	146,000	7,694.90	1,123,456,000	6,570.00	959,220,000	1.07
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	146,000	6,125.66	894,346,800	6,361.00	928,706,000	1.03
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通 信業	730,000	1,400.18	1,022,138,000	1,245.00	908,850,000	1.01
日本	株式	バンダイナムコホールディ ングス	その他製 品	146,000	6,316.07	922,147,200	5,996.00	875,416,000	0.97
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通 信業	146,000	5,490.25	801,577,600	5,920.00	864,320,000	0.96
日本	株式	日東電工	化学	146,000	5,921.66	864,562,400	5,830.00	851,180,000	0.95
			_						

## ロ 種類別・業種別の投資比率

## 2020年 5月29日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.12
		鉱業	0.05
		建設業	2.02
		食料品	3.86
		繊維製品	0.17
		パルプ・紙	0.11
		化学	8.14
		医薬品	10.38
		石油・石炭製品	0.22
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	1.06
		鉄鋼	0.06
		非鉄金属	0.79
		金属製品	0.21
		機械	4.54

	日叫此力
電気機器	18.71
輸送用機器	4.25
精密機器	4.19
その他製品	2.18
電気・ガス業	0.20
陸運業	2.00
海運業	0.07
空運業	0.04
倉庫・運輸関連業	0.23
情報・通信業	10.67
卸売業	1.79
小売業	12.73
銀行業	0.57
証券、商品先物取引業	0.29
保険業	0.83
その他金融業	0.21
不動産業	1.30
サービス業	6.02
	98.74

## 投資不動産物件

合計

2 2 5 マザーファンド該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

225マザーファンド

2020年 5月29日現在

種類	取引所等	名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価 ( 円 )	時価 ( 円 )	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	51	日本円	1,020,256,100	1,112,310,000	1.23

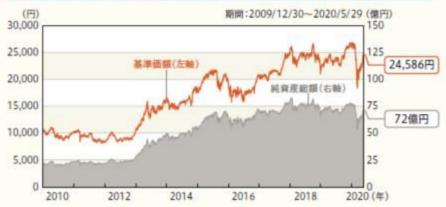
(注)主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## 参考情報

基準日:2020年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2019年11月	0円
2018年11月	0円
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

□三井住友・DC年金日本株式225ファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国·地域	<b>出率(%)</b>
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(	△0.03	
合計(純資産総割	100.00	

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

關·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	225マザーファンド	100.03

#### 225マザーファンド

#### 資產別構成

資産の種類	圖-地域	比率(%)
株式	日本	98.74
現金・預金・その他の資産	1.26	
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の賈建て 1.23%

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

图-地域	機類	銘柄名	<b>東</b> 題	<b>出率(%)</b>
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	9.84
日本	株式	ソフトパンクグループ	情報·通信架	4.71
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3.50
日本	株式	ファナック	電気機器	3.12
日本	株式	KDDI	情報·通信業	3.06
日本	株式	テルモ	精密機器	2.75
日本	株式	中外製業	医薬品	2.58
日本	株式	ダイキン工業	機械	2.58
日本	株式	信越化学工業	化学	2.05
日本	株式	京セラ	電気機器	1.90

※比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

車「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

#### イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの 取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ)原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させ ていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる 口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

#### 口 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### 八 申込手数料

ありません。

#### 二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株 式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会 社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかか るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の 口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当 該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 一部解約金は、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
- 一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。
- 一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社(コールセンター: 0120-88-2976)にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC225」として掲載されます。 委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント 株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきま

す。

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2001年10月26日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

#### (4)【計算期間】

毎年11月11日から翌年11月10日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、 その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の 終了日とします。

#### (5)【その他】

#### イ 信託の終了

#### (イ)信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めると き、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじ め、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c.上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f.上記c~eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (口)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が

当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### (二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ロ 収益分配金、償還金の支払い

#### (イ)収益分配金

- a.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b.分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の 指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決 算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかか る決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の 名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支 払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (口)償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

#### ハ 信託約款の変更

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二)上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1 を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、す べての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの 手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する 受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

#### ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

#### へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

#### ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載します。

#### チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書 (全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

#### 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

#### 口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。 ) に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

#### 八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

#### ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期(2018年11月13日から2019年11月11日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- 1【財務諸表】

## 【三井住友・DC年金日本株式225ファンド】

## (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第18期 (平成30年11月12日現在)	第19期 (令和 1年11月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,069,858	4,952,288
コール・ローン	62,578	-
親投資信託受益証券	7,620,566,536	7,673,176,038
未収入金	16,563,350	19,214,359
流動資産合計	7,640,262,322	7,697,342,685
資産合計	7,640,262,322	7,697,342,685
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,687,575	24,158,116
未払受託者報酬	2,958,125	2,727,201
未払委託者報酬	22,397,141	20,648,746
その他未払費用	169,621	155,844
流動負債合計	45,212,462	47,689,907
負債合計	45,212,462	47,689,907
純資産の部		
元本等		
元本	3,110,564,028	2,943,163,670
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,484,485,832	4,706,489,108
元本等合計	7,595,049,860	7,649,652,778
純資産合計	7,595,049,860	7,649,652,778
負債純資産合計	7,640,262,322	7,697,342,685

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	第18期 自 平成29年11月11日 至 平成30年11月12日	第19期 自 平成30年11月13日 至 令和 1年11月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	27,021,848	512,807,718
営業収益合計	27,021,848	512,807,718
三 営業費用		
支払利息	3,898	2,194
受託者報酬	5,824,786	5,446,815
委託者報酬	44,101,836	41,240,044
その他費用 -	334,607	312,772
営業費用合計	50,265,127	47,001,825
営業利益又は営業損失( )	23,243,279	465,805,893
経常利益又は経常損失()	23,243,279	465,805,893
当期純利益又は当期純損失()	23,243,279	465,805,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	5,939,097	32,774,696
期首剰余金又は期首欠損金()	4,602,668,615	4,484,485,832
剰余金増加額又は欠損金減少額	842,926,754	547,553,287
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	842,926,754	547,553,287
剰余金減少額又は欠損金増加額	931,927,161	824,130,600
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	931,927,161	824,130,600
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,484,485,832	4,706,489,108

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針の注記)

	第19期
項目	自 平成30年11月13日
	至 令和 1年11月11日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成30年11月13日から令和 1年 11月11日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

语 D		第18期		第19期	
	項目	(平成30年11月12	2日現在)	(令和 1年11月1	1日現在)
1.	当計算期間の末日に		3,110,564,028□		2,943,163,670口
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	2.4417円	1口当たり純資産額	2.5991円
	額	(10,000口当たりの純資産額	24,417円)	(10,000口当たりの純資産額	25,991円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第18期	第19期
項目	自 平成29年11月11日	自 平成30年11月13日
	至 平成30年11月12日	至 令和 1年11月11日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(96,908,699円)、費用控除後、繰越欠損金	(132,183,869円)、費用控除後、繰越欠損金
	補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調	補填後の有価証券売買等損益(261,978,618
	整金(3,312,179,297円)、および分配準備積	円)、収益調整金(3,385,057,131円)、およ
	立金(2,018,811,275円)より、分配対象収益	び分配準備積立金(1,752,062,639円)より、
	は5,427,899,271円(1万口当たり17,449.87	分配対象収益は5,531,282,257円(1万口当た
	円)でありますが、分配を行っておりませ	り18,793.64円)でありますが、分配を行って
	ん。	おりません。

# (金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	,
	第19期
項目	自 平成30年11月13日
	至 令和 1年11月11日
	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
	1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期 間については、親投資信託受益証券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。

	行順証が併出首(四回収集には
	第19期
項目	自 平成30年11月13日
	至 令和 1年11月11日
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
	  託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	   また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
	原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
	いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
	針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	<del></del>
	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場
	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委
いての補足説明	L 託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	- 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 (令和 1年11月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<ul> <li>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</li> <li>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</li> <li>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</li> </ul>

### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第18期(自 平成29年11月11日 至 平成30年11月12日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,683,695円
合計	27,683,695円

### 第19期(自 平成30年11月13日 至 令和 1年11月11日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	538,417,783円
合計	538,417,783円

### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

## 第19期 自 平成30年11月13日 至 令和 1年11月11日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

### (その他の注記)

項目	第18期 (平成30年11月12日現在)	第19期 (令和 1年11月11日現在)
期首元本額	3,167,138,486円	3,110,564,028円
期中追加設定元本額	585,110,403円	407,636,738円
期中一部解約元本額	641,684,861円	575,037,096円

### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

### (b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘	柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	225マザーファンド		2,627,710,023	7,673,176,038	
	合計		2,627,710,023	7,673,176,038	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

三井住友・DC年金日本株式225ファンドは、「225マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

### 225マザーファンド

### 貸借対照表

		(単位:円)
	(平成30年11月12日現在)	(令和 1年11月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,450,848,257	1,449,436,528
コール・ローン	29,574,857	-
株式	76,944,768,000	82,904,570,880
派生商品評価勘定	42,948,200	960,000
未収入金	967,840	8,233,500
未収配当金	571,366,860	668,475,000
流動資産合計	79,040,474,014	85,031,675,908
資産合計	79,040,474,014	85,031,675,908
負債の部	-	
流動負債		
前受金	43,040,000	960,000
未払金	2,790,000	11,830,000
未払解約金	143,193,225	809,495,124
未払利息	86	-
その他未払費用	274,645	26,700
流動負債合計	189,297,956	822,311,824
負債合計	189,297,956	822,311,824
純資産の部		
元本等		
元本	28,933,980,904	28,837,669,063
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	49,917,195,154	55,371,695,021

	(平成30年11月12日現在)	(令和 1年11月11日現在)
元本等合計	78,851,176,058	84,209,364,084
純資産合計	78,851,176,058	84,209,364,084
負債純資産合計	79,040,474,014	85,031,675,908

## 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 平成30年11月13日
块 口	至 令和 1年11月11日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。
2 . デリバティブの評価基準及び評価方	先物取引
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、 原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または 最終相場によっております。
	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金 額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上して おります。

## (貸借対照表に関する注記)

	項目	(平成3	30年11月12日現在)			(令和 1年11月	11日現在)
1 .	担保資産	代用として、担保に何	共している資産は次の通りで	あり	代用として、	担保に供している	る資産は次の通りであり
		ます。			ます。		
		株式	608,000,	000円	株式		675,800,000円
2 .	当計算期間の末日に		28,933,980,	904□			28,837,669,063口
	おける受益権の総数						
3 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	2.7	252円	1口当たり純	資産額	2.9201円
	額	(10,000口当たりの糾	ē資產額 27,2	52円)	(10,000口当	たりの純資産額	29,201円)

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

	自 平成30年11月13日
項目	至 令和 1年11月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容  1) 有価証券   当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。  2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。
	す。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委
いての補足説明	託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。

### . 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年11月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

### (デリバティブ取引に関する注記)

(平成30年11月12日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	・ 時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,848,301,800	-	1,891,250,000	42,948,200
	日経平均株価指数 先物	1,848,301,800	-	1,891,250,000	42,948,200
	合計	1,848,301,800	-	1,891,250,000	42,948,200

## (令和 1年11月11日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分種類契	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
-------	------------	----	------

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,303,840,000	-	1,304,800,000	960,000
	日経平均株価指数 先物	1,303,840,000	-	1,304,800,000	960,000
	合計	1,303,840,000	-	1,304,800,000	960,000

### (注)1.時価の算定方法

- (1)株価指数先物取引の時価の算定方法について
  - 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
  - 2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

## 自 平成30年11月13日 至 令和 1年11月11日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

### (その他の注記)

(平成30年11月12日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	21,956,233,613円
同期中における追加設定元本額	12,740,466,336円
同期中における一部解約元本額	5,762,719,045円
平成30年11月12日現在における元本の内訳	
三井住友・225オープン	25,840,038,931円
三井住友・DC年金日本株式225ファンド	2,796,332,943円
日本株式225ファンドVA<適格機関投資家専用>	297,609,030円
合計	28,933,980,904円

(令和 1年11月11日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	28,933,980,904円
同期中における追加設定元本額	10,412,370,383円
同期中における一部解約元本額	10,508,682,224円
令和 1年11月11日現在における元本の内訳	

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

三井住友・2 2 5 オープン 26,024,103,260円 三井住友・D C 年金日本株式 2 2 5 ファンド 2,627,710,023円 日本株式 2 2 5 ファンド V A < 適格機関投資家専用 > 185,855,780円 合計 28,837,669,063円

### 附属明細表

### 有価証券明細表

## (a)株式

(単位:円)

A6 1T 14 WL		 評		
备 柄 	株数	単価	金額	備考
日本水産	128,000	640.00	81,920,000	
マルハニチロ	12,800	2,910.00	37,248,000	
国際石油開発帝石	51,200	1,063.50	54,451,200	
コムシスホールディングス	128,000	3,100.00	396,800,000	
大成建設	25,600	4,240.00	108,544,000	
大林組	128,000	1,126.00	144,128,000	
清水建設	128,000	1,033.00	132,224,000	
長谷工コーポレーション	25,600	1,458.00	37,324,800	
鹿島建設	64,000	1,511.00	96,704,000	
大和ハウス工業	128,000	3,440.00	440,320,000	
積水ハウス	128,000	2,315.50	296,384,000	
日揮ホールディングス	128,000	1,621.00	207,488,000	
日清製粉グループ本社	128,000	2,118.00	271,104,000	
明治ホールディングス	25,600	7,930.00	203,008,000	
日本ハム	64,000	4,900.00	313,600,000	
サッポロホールディングス	25,600	2,652.00	67,891,200	
アサヒグループホールディングス	128,000	5,316.00	680,448,000	
キリンホールディングス	128,000	2,547.00	326,016,000	
宝ホールディングス	128,000	1,073.00	137,344,000	
キッコーマン	128,000	5,530.00	707,840,000	
味の素	128,000	1,892.00	242,176,000	
ニチレイ	64,000	2,501.00	160,064,000	
日本たばこ産業	128,000	2,463.00	315,264,000	
東洋紡	12,800	1,659.00	21,235,200	
ユニチカ	12,800	377.00	4,825,600	
帝人	25,600	2,142.00	54,835,200	
東レ	128,000	788.60	100,940,800	
王子ホールディングス	128,000	634.00	81,152,000	
日本製紙	12,800	1,969.00	25,203,200	

			1月1川市	业分油山青(内国投具后式
クラレ	128,000	1,388.00	177,664,000	
旭化成	128,000	1,272.50	162,880,000	
昭和電工	12,800	3,170.00	40,576,000	
住友化学	128,000	520.00	66,560,000	
日産化学	128,000	4,975.00	636,800,000	
東ソー	64,000	1,665.00	106,560,000	
トクヤマ	25,600	3,080.00	78,848,000	
デンカ	25,600	3,445.00	88,192,000	
信越化学工業	128,000	12,020.00	1,538,560,000	
三井化学	25,600	2,801.00	71,705,600	
三菱ケミカルホールディングス	64,000	877.10	56,134,400	
宇部興産	12,800	2,418.00	30,950,400	
日本化薬	128,000	1,424.00	182,272,000	
花王	128,000	8,612.00	1,102,336,000	
DIC	12,800	3,255.00	41,664,000	
富士フイルムホールディングス	128,000	4,819.00	616,832,000	
資生堂	128,000	8,046.00	1,029,888,000	
日東電工	128,000	6,150.00	787,200,000	
協和キリン	128,000	2,041.00	261,248,000	
武田薬品工業	128,000	4,319.00	552,832,000	
アステラス製薬	640,000	1,813.50	1,160,640,000	
大日本住友製薬	128,000	1,878.00	240,384,000	
塩野義製薬	128,000	6,314.00	808,192,000	
中外製薬	128,000	9,244.00	1,183,232,000	
エーザイ	128,000	7,471.00	956,288,000	
第一三共	128,000	6,699.00	857,472,000	
大塚ホールディングス	128,000	4,493.00	575,104,000	
出光興産	51,200	3,220.00	164,864,000	
JXTGホールディングス	128,000	514.80	65,894,400	
横浜ゴム	64,000	2,488.00	159,232,000	
ブリヂストン	128,000	4,607.00	589,696,000	
A G C	25,600	4,070.00	104,192,000	
日本板硝子	12,800	657.00	8,409,600	
日本電気硝子	38,400	2,506.00	96,230,400	
住友大阪セメント	12,800	4,950.00	63,360,000	
太平洋セメント	12,800	3,220.00	41,216,000	
東海カーボン	128,000	1,070.00	136,960,000	
тото	64,000	4,630.00	296,320,000	
日本碍子	128,000	1,871.00	239,488,000	
日本製鉄	12,800	1,622.50	20,768,000	
神戸製鋼所	12,800	592.00	7,577,600	
ジェイ エフ イー ホールディングス	12,800	1,402.00	17,945,600	
·				

			1911年	止分油山青(内国投食后武
大平洋金属	12,800	2,532.00		
日本軽金属ホールディングス	128,000	233.00	29,824,000	
三井金属鉱業	12,800	3,175.00	40,640,000	
東邦亜鉛	12,800	2,095.00	26,816,000	
三菱マテリアル	12,800	3,140.00	40,192,000	
住友金属鉱山	64,000	3,529.00	225,856,000	
D O W A ホールディングス	25,600	4,005.00	102,528,000	
古河電気工業	12,800	3,125.00	40,000,000	
住友電気工業	128,000	1,573.00	201,344,000	
フジクラ	128,000	488.00	62,464,000	
SUMCO	12,800	1,762.00	22,553,600	
東洋製罐グループホールディングス	128,000	1,965.00	251,520,000	
日本製鋼所	25,600	2,329.00	59,622,400	
オークマ	25,600	6,460.00	165,376,000	
アマダホールディングス	128,000	1,296.00	165,888,000	
小松製作所	128,000	2,664.50	341,056,000	
住友重機械工業	25,600	3,345.00	85,632,000	
日立建機	128,000	2,858.00	365,824,000	
クボタ	128,000	1,715.50	219,584,000	
<b>芒原製作所</b>	25,600	3,265.00	83,584,000	
ダイキン工業	128,000	15,290.00	1,957,120,000	
日本精工	128,000	1,101.00	140,928,000	
NTN	128,000	361.00	46,208,000	
ジェイテクト	128,000	1,464.00	187,392,000	
日立造船	25,600	415.00	10,624,000	
三菱重工業	12,800	4,386.00	56,140,800	
IHI	12,800	2,588.00	33,126,400	
日清紡ホールディングス	128,000	951.00	121,728,000	
コニカミノルタ	128,000	720.00	92,160,000	
ミネベアミツミ	128,000	2,164.00	276,992,000	
日立製作所	25,600	4,281.00	109,593,600	
三菱電機	128,000	1,568.00	200,704,000	
富士電機	25,600	3,515.00	89,984,000	
安川電機	128,000	4,195.00	536,960,000	
オムロン	128,000	6,540.00	837,120,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	25,600	2,228.00	57,036,800	
日本電気	12,800	4,395.00	56,256,000	
富士通	12,800	9,422.00	120,601,600	
沖電気工業	12,800	1,642.00	21,017,600	
セイコーエプソン	256,000	1,564.00	400,384,000	
パナソニック	128,000	1,020.00	130,560,000	
ソニー	128,000	6,683.00	855,424,000	

			"月 川山	业分油山青(内国投具后式
T D K	128,000	11,280.00		
アルプスアルパイン	128,000	2,379.00	304,512,000	
横河電機	128,000	1,975.00	252,800,000	
アドバンテスト	256,000	5,430.00	1,390,080,000	
カシオ計算機	128,000	1,973.00	252,544,000	
ファナック	128,000	21,250.00	2,720,000,000	
京セラ	256,000	7,180.00	1,838,080,000	
太陽誘電	128,000	2,939.00	376,192,000	
SCREENホールディングス	25,600	7,400.00	189,440,000	
キヤノン	192,000	3,007.00	577,344,000	
リコー	128,000	1,075.00	137,600,000	
東京エレクトロン	128,000	21,865.00	2,798,720,000	
デンソー	128,000	5,122.00	655,616,000	
三井E&Sホールディングス	12,800	902.00	11,545,600	
川崎重工業	12,800	2,599.00	33,267,200	
日産自動車	128,000	707.40	90,547,200	
いすゞ自動車	64,000	1,260.00	80,640,000	
トヨタ自動車	128,000	7,929.00	1,014,912,000	
日野自動車	128,000	1,056.00	135,168,000	
三菱自動車工業	12,800	509.00	6,515,200	
マツダ	25,600	1,003.00	25,676,800	
本田技研工業	256,000	3,201.00	819,456,000	
スズキ	128,000	5,015.00	641,920,000	
SUBARU	128,000	3,014.00	385,792,000	
ヤマハ発動機	128,000	2,177.00	278,656,000	
テルモ	512,000	3,863.00	1,977,856,000	
ニコン	128,000	1,522.00	194,816,000	
オリンパス	512,000	1,718.00	879,616,000	
シチズン時計	128,000	605.00	77,440,000	
バンダイナムコホールディングス	128,000	6,549.00	838,272,000	
凸版印刷	64,000	2,063.00	132,032,000	
大日本印刷	64,000	2,948.00	188,672,000	
ヤマハ	128,000	5,890.00	753,920,000	
東京電力ホールディングス	12,800	510.00	6,528,000	
中部電力	12,800	1,576.50	20,179,200	
関西電力	12,800	1,254.50	16,057,600	
東京瓦斯	25,600	2,615.00	66,944,000	
大阪瓦斯	25,600	2,125.00	54,400,000	
東武鉄道	25,600	3,945.00	100,992,000	
東急	64,000	2,152.00	137,728,000	
小田急電鉄	64,000	2,748.00	175,872,000	
京王電鉄	25,600	6,910.00	176,896,000	

			1月1四記	正券届出書(内国投資信託
京成電鉄	64,000	4,575.00	292,800,000	
東日本旅客鉄道	12,800	10,120.00	129,536,000	
西日本旅客鉄道	12,800	9,704.00	124,211,200	
東海旅客鉄道	12,800	22,555.00	288,704,000	
日本通運	12,800	6,720.00	86,016,000	
ヤマトホールディングス	128,000	1,802.00	230,656,000	
日本郵船	12,800	1,998.00	25,574,400	
商船三井	12,800	3,030.00	38,784,000	
川崎汽船	12,800	1,765.00	22,592,000	
A N A ホールディングス	12,800	3,759.00	48,115,200	
三菱倉庫	64,000	2,878.00	184,192,000	
Zホールディングス	51,200	375.00	19,200,000	
トレンドマイクロ	128,000	5,630.00	720,640,000	
スカパーJSATホールディングス	12,800	465.00	5,952,000	
日本電信電話	25,600	5,522.00	141,363,200	
KDDI	768,000	3,200.00	2,457,600,000	
NTTドコモ	12,800	3,052.00	39,065,600	
東宝	12,800	4,440.00	56,832,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	640,000	1,459.00	933,760,000	
コナミホールディングス	128,000	4,635.00	593,280,000	
ソフトバンクグループ	768,000	4,300.00	3,302,400,000	
双日	12,800	349.00	4,467,200	
伊藤忠商事	128,000	2,370.50	303,424,000	
丸紅	128,000	806.10	103,180,800	
豊田通商	128,000	3,800.00	486,400,000	
三井物産	128,000	1,916.00	245,248,000	
住友商事	128,000	1,679.50	214,976,000	
三菱商事	128,000	2,872.00	367,616,000	
J.フロント リテイリング	64,000	1,428.00	91,392,000	
三越伊勢丹ホールディングス	128,000	1,005.00	128,640,000	
セブン&アイ・ホールディングス	128,000	4,245.00	543,360,000	
ファミリーマート	512,000	2,696.00	1,380,352,000	
高島屋	64,000	1,326.00	84,864,000	
丸井グループ	128,000	2,556.00	327,168,000	
イオン	128,000	2,277.50	291,520,000	
ファーストリテイリング	128,000	67,580.00		代用有価証券 10,000株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	128,000	·	60,160,000	
新生銀行	12,800		22,809,600	
あおぞら銀行	12,800		36,275,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	128,000		75,865,600	
リそなホールディングス	12,800	478.10	6,119,680	
三井住友トラスト・ホールディングス	12,800		<u> </u>	
	1	.,	-=,. 0. ,200	

			有価語	正券届出書(内国投資信託
三井住友フィナンシャルグループ	12,800	4,018.00	51,430,400	
千葉銀行	128,000	617.00	78,976,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	25,600	2,153.00	55,116,800	
静岡銀行	128,000	843.00	107,904,000	
みずほフィナンシャルグループ	128,000	172.00	22,016,000	
大和証券グループ本社	128,000	512.60	65,612,800	
野村ホールディングス	128,000	516.90	66,163,200	
松井証券	128,000	903.00	115,584,000	
SOMPOホールディングス	32,000	4,433.00	141,856,000	
M S & A Dインシュアランスグループホール ディングス	38,400	3,554.00	136,473,600	
ソニーフィナンシャルホールディングス	25,600	2,424.00	62,054,400	
第一生命ホールディングス	12,800	1,877.00	24,025,600	
東京海上ホールディングス	64,000	5,946.00	380,544,000	
T & Dホールディングス	25,600	1,343.00	34,380,800	
クレディセゾン	128,000	1,660.00	212,480,000	
東急不動産ホールディングス	128,000	705.00	90,240,000	
三井不動産	128,000	2,765.00	353,920,000	
三菱地所	128,000	2,061.00	263,808,000	
東京建物	64,000	1,518.00	97,152,000	
住友不動産	128,000	3,979.00	509,312,000	
エムスリー	307,200	2,804.00	861,388,800	
ディー・エヌ・エー	38,400	1,743.00	66,931,200	
電通	128,000	3,995.00	511,360,000	
サイバーエージェント	25,600	3,620.00	92,672,000	
楽天	128,000	996.00	127,488,000	
リクルートホールディングス	384,000	3,732.00	1,433,088,000	
日本郵政	128,000	1,020.00	130,560,000	
セコム	128,000	9,878.00	1,264,384,000	
合 計	22,956,800		82,904,570,880	

## (b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

### 【中間財務諸表】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(2019年11月 12日から2020年 5月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 【三井住友・DC年金日本株式225ファンド】

## (1)【中間貸借対照表】

	(単位:円 <u>)</u>
	第20期中間計算期間 (2020年 5月11日現在)
流動資産	
金銭信託	3,177,993
コール・ローン	497,540
親投資信託受益証券	6,708,309,351
未収入金	247,036
流動資産合計	6,712,231,920
資産合計	6,712,231,920
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,917,412
未払受託者報酬	2,706,882
未払委託者報酬	20,494,877
未払利息	1
その他未払費用	155,161
流動負債合計	27,274,333
負債合計	27,274,333
純資産の部	
元本等	
元本	2,915,381,839
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	3,769,575,748
元本等合計	6,684,957,587
純資産合計	6,684,957,587
負債純資産合計	6,712,231,920

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位:円)
	第20期中間計算期間 自 2019年11月12日 至 2020年 5月11日
営業収益	
有価証券売買等損益	842,341,369
営業収益合計	842,341,369
営業費用	
支払利息	1,702
受託者報酬	2,706,882
委託者報酬	20,494,877
その他費用	156,768
営業費用合計	23,360,229
営業利益又は営業損失( )	865,701,598
経常利益又は経常損失( )	865,701,598
中間純利益又は中間純損失( )	865,701,598
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	83,745,553
期首剰余金又は期首欠損金()	4,706,489,108
剰余金増加額又は欠損金減少額	491,910,303
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	491,910,303
剰余金減少額又は欠損金増加額	646,867,618
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	646,867,618
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	3,769,575,748

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

	第20期中間計算期間
項目	自 2019年11月12日
	至 2020年 5月11日
	 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し
1 . 有1    社会の計1    基準及の計1   万法 	親投員信託安益証券は参勤平均法に基づさ、以下の通り、原則として時間で評価しております。
	Cのリより。 
	(「) 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
	並融間の取りが存在上場されている有間が分は、原則として並融間の取りが待め  最終相場に基づいて評価しております。
	取ぶ行物に至りいて計画してのりより。
	  (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
	金融間間級引が時に工物とれていない時間間がは、原則として金融間間級引集    者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の
	提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	  (3)時価が入手できなかった有価証券
	「「「「」」   直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
	額により評価しております。
2. スの仲財教学主作代のための甘土し	
2.その他財務諸表作成のための基本と	
なる重要な事項 	当中間計算期間は前期末が休日のため、2019年11月12日から2020年 5月11日まで
	となっております。

### (中間貸借対照表に関する注記)

	項目	第20期中間計算期間 (2020年 5月11日現在)	
1 .	当中間計算期間の末日における受益権の総数		2,915,381,839□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	2.2930円
		(10,000口当たりの純資産額	22,930円)

### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間
块 日	(2020年 5月11日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計
額	上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

項目	第20期中間計算期間 (2020年 5月11日現在)
期首元本額	2,943,163,670円
期中追加設定元本額	379,118,357円
期中一部解約元本額	406,900,188円

### (参考)

三井住友・DC年金日本株式225ファンドは、「225マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

### 225マザーファンド

### 貸借対照表

	(単位:円)
	(2020年 5月11日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,453,655,326
コール・ローン	227,581,458
株式	82,642,523,280
派生商品評価勘定	186,300,200
未収入金	6,839,000

	 (2020年 5月11日現在)
未収配当金	750,272,136
差入委託証拠金	107,582,000
流動資産合計	85,374,753,400
資産合計	85,374,753,400
負債の部	
流動負債	
前受金	186,430,000
未払解約金	123,537,083
未払利息	632
その他未払費用	140,648
流動負債合計	310,108,363
負債合計	310,108,363
純資産の部	
元本等	
元本	32,897,028,213
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	52,167,616,824
元本等合計	85,064,645,037
純資産合計	85,064,645,037
負債純資産合計	85,374,753,400

## 注記表

(重要な会計方針の注記)

自 2019年11月12日
至 2020年 5月11日
株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
最終相場に基づいて評価しております。 
(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の
提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
  (3)時価が入手できなかった有価証券
直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
額により評価しております。
先物取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または
最終相場によっております。
受取配当金の計上基準
受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金
額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上して
おります。

## (貸借対照表に関する注記)

	項目	(2020年 5月11日現在)	
1.	担保資産	代用として、担保に供している資産は次の通りであります。	
		株式	535,800,000円
2 .	当計算期間の末日における受益権の総数		32,897,028,213口
3 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	2.5858円
		(10,000口当たりの純資産額	25,858円)

## (金融商品に関する注記)

### 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年 5月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

### (デリバティブ取引に関する注記)

### (2020年 5月11日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,231,519,800	-	2,417,820,000	186,300,200
	日経平均株価指数 先物	2,231,519,800	-	2,417,820,000	186,300,200
	合計	2,231,519,800	-	2,417,820,000	186,300,200

### (注)1.時価の算定方法

- (1)株価指数先物取引の時価の算定方法について
  - 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
  - 2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

### (その他の注記)

(2020年 5月11日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	28,837,669,063円
同期中における追加設定元本額	8,111,435,093円
同期中における一部解約元本額	4,052,075,943円
2020年 5月11日現在における元本の内訳	
三井住友・225オープン	30,119,300,369円
三井住友・DC年金日本株式225ファンド	2,594,287,784円
日本株式225ファンドVA<適格機関投資家専用>	183,440,060円
合計	32,897,028,213円

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

三井住友・DC年金日本株式225ファンド

2020年 5月29日現在

資産総額	7,198,350,196円
負債総額	27,332,331円
純資産総額( - )	7,171,017,865円
発行済口数	2,916,669,982□
1口当たり純資産額( / )	2.4586円
(1万口当たり純資産額)	(24,586円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振 替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振 替受益権を表示する受益証券は発行されません。

#### イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿 作成しません。

八 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

#### (イ)受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b.上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c.上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (口)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

EDINET提出書類

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

### へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2020年5月29日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

#### 八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

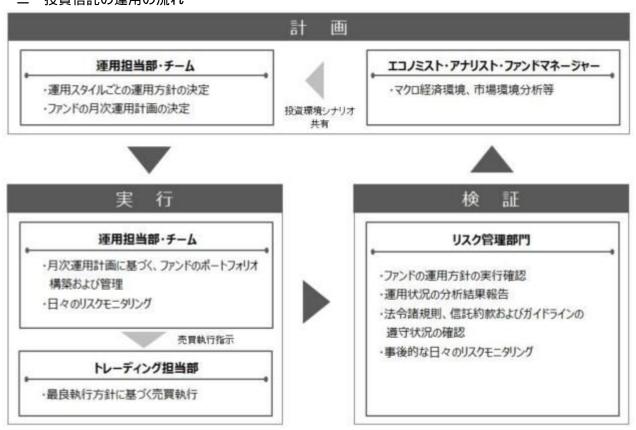
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

### ニ 投資信託の運用の流れ



#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2020年5月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	744	7,369,793
単位型株式投資信託	124	593,828
追加型公社債投資信託	1	28,440
単位型公社債投資信託	184	449,003
合 計	1,053	8,441,066

#### 3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に 関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品 取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		13,755,961	33,264,545
顧客分別金信託		20,011	300,021
前払費用		476,456	515,226
未収入金		64,856	602,605
未収委託者報酬		6,963,077	8,404,880
未収運用受託報酬		1,129,548	2,199,785
未収投資助言報酬		285,668	299,826
未収収益		44,150	37,702
その他の流動資産		31,771	40,119
流動資産合計		22,771,504	45,664,712
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		173,517	101,609
器具備品		751,471	783,224

		有価証券届出書(内国投資信託
土地	-	710
リース資産	-	968
建設仮勘定	-	66,498
有形固定資産合計	924,988	953,010
無形固定資産		
ソフトウェア	479,867	909,133
ソフトウェア仮勘定	183,528	508,733
のれん	-	34,397,824
顧客関連資産	-	17,785,166
電話加入権	44	12,739
商標権	60	54
無形固定資産合計	663,501	53,613,651
投資その他の資産		
投資有価証券	10,829,628	19,436,480
関係会社株式	10,252,067	11,246,398
長期差入保証金	2,004,451	2,523,637
長期前払費用	97,107	113,852
会員権	7,819	90,479
繰延税金資産	1,426,381	-
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計	24,617,457	33,390,098
固定資産合計	26,205,946	87,956,760
資産合計	48,977,450	133,621,473

	前事業年度	(単位:千円) 当事業年度
	(2019年3月31日)	( 2020年 3 月31日 )
 負債の部	(20.0   5730.11)	(2020   573014)
流動負債		
顧客からの預り金	4,534	14,285
その他の預り金	1,480,229	146,200
未払金	, ,	ŕ
未払収益分配金	1,122	1,629
未払償還金	137,522	131,338
未払手数料	3,246,133	3,776,873
その他未払金	768,373	502,211
リース債務	-	1,064
未払費用	3,535,589	3,935,582
未払消費税等	84,966	305,513
未払法人税等	670,761	489,15
賞与引当金	1,302,052	1,716,321
その他の流動負債	18,110	30,95
流動負債合計	11,249,395	11,051,125
固定負債		
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814
賞与引当金	5,074	14,767
繰延税金負債	-	2,963,538
その他の固定負債	5,074	172,918
固定負債合計	3,428,751	8,451,038
負債合計	14,678,146	19,502,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	_, , • • •	_, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,

		有伽扯夯油出者 ( 内国投資信託
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	-	81,927,000
資本剰余金合計	8,628,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,255,054	19,364,265
利益剰余金合計	23,076,258	21,185,470
株主資本計	33,705,242	113,741,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	594,061	377,855
評価・換算差額等合計	594,061	377,855
純資産合計	34,299,304	114,119,309
 負債・純資産合計	48,977,450	133,621,473

# (2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2018年4月1日	(自	2019年4月1日
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		39,156,499		54,615,133
運用受託報酬		6,277,217		9,389,058
投資助言報酬		1,332,888		1,303,595
その他営業収益				
サービス支援手数料		182,502		181,061
その他		49,507		32,421
営業収益計		46,998,614		65,521,269
営業費用				
支払手数料		18,499,433		24,888,040
広告宣伝費		361,696		447,024
公告費		125		-
調査費				
調査費		1,752,905		3,214,679
委託調査費		6,050,441		7,702,309
営業雑経費				
通信費		46,551		70,007
印刷費		338,465		612,249
協会費		24,700		45,117
諸会費		23,756		32,199
情報機器関連費		2,872,416		4,349,174
販売促進費		49,118		68,688
その他		148,307		154,201
営業費用合計		30,167,918		41,583,691
一般管理費				
給料				
役員報酬		190,951		264,325
給料・手当		6,308,066		9,789,691
賞与		514,259		914,702
賞与引当金繰入額		1,235,936		1,726,013
交際費		27,802		30,898
寄付金		82		2,022

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資信託
事務委託費	286,905	956,931
旅費交通費	228,538	249,359
租税公課	285,369	389,032
不動産賃借料	612,410	1,121,553
退職給付費用	463,553	797,158
固定資産減価償却費	378,530	3,044,658
のれん償却費	-	2,645,986
諸経費	290,243	482,324
一般管理費合計	10,822,651	22,414,658
営業利益	6,008,044	1,522,919

					(単位:千円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2018年4月1日	(自	
		至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			-		778,113
受取利息			623		947
時効成立分配金・償還金			72		1,041
原稿・講演料			1,951		2,061
投資有価証券償還益			289,451		6,398
投資有価証券売却益			7,247		24,206
雑収入			36,408		53,484
営業外収益合計			335,754		866,254
営業外費用					
為替差損			15,760		72,457
投資有価証券償還損			13,668		129,006
投資有価証券売却損			14,605		12,906
雑損失			7,027		8,334
営業外費用合計			51,061		222,704
経常利益			6,292,738		2,166,469
特別利益					
過去勤務費用償却益			79,850		-
特別利益合計			79,850		
特別損失					
固定資産除却損	1		1,462		110,668
関係会社株式評価損			160,455		-
合併関連費用	2		187,140		42,800
本社移転費用	3		-		133,168
減損損失	4		-		46,417
特別損失合計			349,058		333,054
税引前当期純利益			6,023,530		1,833,414
法人税、住民税及び事業税			1,750,031		1,874,278
法人税等調整額			90,084		619,676
法人税等合計			1,840,116		1,254,602
当期純利益			4,183,413		578,811

## (3)【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

				株主資本					
		資本乗	資本剰余金 利益剰余金						
	資本金		資本剰余金 合計			その他利益剰余金			
	貝쑤並	資本準備金				利益準備金	配当準備	即公往十人	<b>妈</b> 地到
					積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078		
当期変動額									
剰余金の配当							9,489,438		
当期純利益							4,183,413		
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024		
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054		

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	利益剰余金		スの仏左体証券	評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	辞価・授昇 差額等合計	祝貝庄口司	
	合計		計測左領並	左胡守口司		
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802	
当期変動額						
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438	
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413	
株主資本以外の						
項目の当期変動			276,474	276,474	276,474	
額(純額)						
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498	
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304	

# 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

					株主資本			
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		スの仏容士	の <b>出</b> 姿本 次士利人会			その他利益剰余額	金
	貝쑤立	資本準備金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	配当準備	叫公廷士人	繰越利益
			剰余金 合計		積立金	別途積立金	剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	1	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	1	ı	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

株主	資本	評価・換		
利益剰余金				

_					
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	合計		評価差額金	差額等合計	
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の					
項目の当期変動			216,206	216,206	216,206
額(純額)					
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

#### [注記事項]

#### (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- 2.固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物2~50年器具備品3~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3.引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

前事業年度において「特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「営業外収益」 として、「特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「営業外費用」として、表示 する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信 等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当事業年度から取引実態に沿った表示へと変更したもので あります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」に 表示していた7,247千円及び289,451千円は「営業外収益」として、「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「投資有 価証券償還損」に表示していた14,605千円及び13,668千円は「営業外費用」として組み替えております。

#### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
建物	350,176千円	466,875千円
器具備品	922,553千円	1,225,261千円
リース資産	- 千円	1,452千円

#### 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2019年 3 月31日)	(2020年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

#### 3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、 2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

2020   0   10   10   20   20   10   10					
	前事業年度	当事業年度			
	(2019年 3 月31日)	(2020年3月31日)			
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	174,854千円	132,559千円			

#### (損益計算書関係)

#### 固定資産除却捐

	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
建物	- 千円	879千円
器具備品	695千円	119千円
リース資産	- 千円	5,377千円
ソフトウェア	766千円	1,596千円
ソフトウェア仮勘定	- 千円	102,695千円

#### 合併関連費用

前事業年度の合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合 併に関する業務委託費用であります。

当事業年度の合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等及び海外 現地法人の統合に関する弁護士費用であります。

#### 3 本社移転費用

本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

#### 4 減損損失

当社は以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

### 1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

#### 2.剰余金の配当に関する事項

#### (1)配当金支払額等

当社は2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は2018年11月1日を効力発生日としておりますので、2019年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	2018年 3月31日	2018年 6 月27日
2019年 2 月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	2019年 1月31日	2019年 3 月22日

### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの 2019年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	2019年 3 月28日	2019年 6 月25日

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

### 2.剰余金の配当に関する事項

### (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3 月28日	2019年 6 月25日

### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年6月29日開催の第35回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
1 年以内	597,239	1,618,641
1 年超	6,115,662	5,844,934
合計	6,712,901	7,463,576

### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

### 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません((注2)参照)。

#### 前事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

#### 当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

### (6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

### (7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度	当事業年度	
<b>运</b> 力	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)	
その他有価証券			
非上場株式	298	45,369	
合計	298	45,369	
子会社株式及び関連会社株式			
非上場株式	10,252,067	11,246,398	
合計	10,252,067	11,246,398	

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2019年3月31日)

区分	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

#### 当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

### (有価証券関係)

### 1.子会社株式及び関連会社株式

#### 前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

			(1121113)
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と 認められることから、記載しておりません。

### 3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

売却額 売却益の合計額 売却損の合計額	売却額	一 元划命(八言)节辑	一 元划相(/)言訂組
---------------------	-----	-------------	-------------

728,127	7,247	14,605
		(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,578,762	289,451	13,668

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

#### 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した 上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,319,830	3,418,601
勤務費用	267,362	523,396
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	3,658	195
退職給付の支払額	85,082	349,050
過去勤務費用の発生額	79,850	-
合併による発生額	-	1,707,062
退職給付債務の期末残高	3,418,601	5,299,814

### (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(112,113)
	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,418,601	5,299,814
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814

### (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(十四・113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
勤務費用	267,362	492,511
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,658	195
過去勤務費用償却益	79,850	-
その他	199,849	304,842

確定給付制度に係る退職給付費用

383,703

797,158

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

### (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。

工女伪数性们并工切引并坐爬(加圭丁)	2 (181) 0 (0) 2 & 3 0 )	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度156,457千円、当事業年度248,932千円であります。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
187114 A VR +		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,046,775	1,622,803
賞与引当金	400,242	530,059
調査費	80,983	178,573
未払金	57,192	162,557
未払事業税	54,797	46,423
ソフトウェア償却	17,501	91,937
子会社株式評価損	50,580	114,876
その他有価証券評価差額金	-	150,771
その他	32,218	88,250
繰延税金資産小計	1,740,292	2,986,254
評価性引当額(注)	51,729	193,485
繰延税金資産合計	1,688,563	2,792,768
繰延税金負債		
無形固定資産	-	5,445,817
その他有価証券評価差額金	262,181	310,488
繰延税金負債合計	262,181	5,756,306
繰延税金資産(負債)の純額	1,426,381	2,963,538

<sup>(</sup>注)評価性引当額が141,756千円増加しております。この増加の内容は、主として大和住銀投信投資顧問株式会社との合併によるものであります。

# 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.8	3.5
受取配当等永久に益金に算入されない項目	-	13.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	7.3
住民税均等割等	0.1	0.5
所得税額控除による税額控除	1.4	0.5
のれん償却費	-	44.1

その他0.43.3税効果会計適用後の法人税等の負担率30.568.4

#### (セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

### (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

#### 当事業年度(自 2019年4月1日 至2020年3月31日)

### 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

### 2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

### (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
  - (1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払手数料	399,447
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払手数料	1,154,875

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
- 2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
  - (1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払手数料	890,935

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

### 2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2019年 3月31日)	至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,944.40円	3,369.33円
1 株当たり当期純利益金額	237.15円	17.09円

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2.当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
    - 1株当たり情報については、当該株式分割を2019年3月期の期首(2018年4月1日)に行ったものと仮定して、 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 3.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,183,413	578,811
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,183,413	578,811
期中平均株式数(株)	17,640,000	33,870,060

#### (企業結合等関係)

#### (取得による企業結合)

当社は、2018年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日付で合併いたしました。

#### 1.企業結合の概要

#### (1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社 事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

### (2)企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

### (3)企業結合日

2019年4月1日

### (4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

### (5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

#### (6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計 基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)の考え方に基づき、当社を取得企業としてお ります。

### 2.財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

#### 3.被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価企業結合日に交付した当社の普通株式の時価81,927,000千円取得原価81,927,000千円

### 4 . 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

### (1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当交付いたしました。

#### (2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPWCアドバイザリー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式:16,230,060株

5 . 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

- 6 . 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
  - (1)発生したのれんの金額 37,043,811千円
  - (2)発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3)償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

### (参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

- 1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。) 並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第 52号。)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認:

公認会計士 飯 田 浩 司 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

佐藤栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社(旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社)の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監查意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社)の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

#### (1)貸借対照表

(単位:千円)

第46期

第47期

(平成30年3月31日)

(平成31年3月31日)

流動資産			万叫此为旧山县(乃国汉)
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウエア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位:千円) 第46期 第47期 (平成30年3月31日) (平成31年3月31日) 負債の部 流動負債 リース債務 3,143 3,583 未払金 29,207 1,555,486 未払手数料 1,434,393 1,222,461 未払費用 1,287,722 1,203,269 未払法人税等 264,304 1,397,293 未払消費税等 135,042 48,437 賞与引当金 1,263,100 1,007,040 役員賞与引当金 85,600 72,900 その他 23,128 29,455 5,406,939 流動負債計 5,658,632 固定負債 リース債務 4,698 5,173

退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位:千円)

		(半四・113)
	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

## (2)損益計算書

		(単位:千円)
	第46期	第47期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540

		有価証券届出書(内国投
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用 2	-	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

### (3)株主資本等変動計算書

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(					( · ·— · · · · · ·
	株主資本				
		資本剰余金			利益剰余金
	資本金	資本剰余金			その他利益剰余金

		資本準備金	合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項						
目の当期変動額						
(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換	評価・換算差額等		
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	,   純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	評価差額金	計圖·採算   差額等合計	税负连口印 	
	合計		- 計画を領金	左颌守口引		
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691	
当期変動額						
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950	
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218	
株主資本以外の項						
目の当期変動額						
(純額)			17,295	17,295	17,295	
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564	
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255	

### 第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	株主資本					
		資本乗	制余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利	l益剰余金
		貝平竿佣立	合計	<b>州</b> 血牛佣立	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益					2,933,531	
株主資本以外の項						
目の当期変動額						
(純額)						
当期変動額合計	ı	-	-	-	1	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換		
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

株主資本以外の項					
目の当期変動額					
(純額)			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

#### 注記事項

### (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 ( 売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法 により処理しております。)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に ついては、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2~30年

器具備品 4~15年

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」)との間で合併 契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更 しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 15,534千円減少しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によって おります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、 各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を 計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

#### (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

#### (追加情報)

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に 報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

#### (貸借対照表関係)

第46期		第47期				
(平成30年3月	31日)	(平成31年3月31日)				
1.有形固定資産の減価償却	累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額				
建物	465,964千円	建物	556,889千円			
器具備品	266,621千円	器具備品	297,262千円			
リース資産	8,719千円	リース資産	12,584千円			

#### (損益計算書関係)

第46期	第47期
(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費
-	用及び当社とSMAMとの合併に関する業務委託費用
	であります。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

### 1.発行済株式に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	ı	-	3,850

#### 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

( )					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	   普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	   平成29年6月24日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当た リ配当額 (円)	基準日	効力発生日
		(十円)		(日)		

平成30年6月22日	普通	2.348.500	利益	610	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	亚世20年6月22日	
定時株主総会	株式	2,346,500	剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日	

#### 第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1 株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で 流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。 その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。 これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回 収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動 リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。 未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に 係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、 財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告 しております。 なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持すること により、流動性リスクを管理しております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2)未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3)未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4)未収入金	12,823	12,823	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2)未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

<sup>(\*)</sup>金融商品に該当するものを表示しております。

#### 第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

) ( HING ( TO NOT TO )			(+12.113)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2)未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3)未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4)未収入金	4,542	4,542	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6)長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1)未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2)未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

<sup>(\*)</sup>金融商品に該当するものを表示しております。

### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。
- (5)投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価 証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

### (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)	
(1) その他有価証券			
非上場株式	51,135	45,071	
(2)子会社株式			
非上場株式	956,115	956,115	
(3)長期差入保証金	534,699	9,677	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については 2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

### 第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

### (有価証券関係)

#### 1.子会社株式

### 第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

71-1-13 ( 1-12-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		( 1 12 1 1 1 3 )		
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えるもの				
その他				
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309	
小計	2,207,351	1,967,041	240,309	
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えないもの				
その他				
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700	
小計	8,772,616	9,069,317	296,700	
合計	10,979,968	11,036,359	56,391	

- (注)非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが 極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
  - 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
その他	398,350	6,350	5,000	

#### 第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
その他	1,433,609	45,345	4,735		

### (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算して おります。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

### (1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円) 第46期 第47期 (自 平成29年4月1日 (自 平成30年4月1日 平成30年3月31日) 至 平成31年3月31日) 至 退職給付引当金の期首残高 1,482,500 1,540,203 退職給付費用 147,235 248,717 退職給付の支払額 105,520 61,499 その他 20,359 15,987 退職給付引当金の期末残高 1,707,062 1,540,203

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(半四・1日)	
	第46期	第47期	
	(平成30年3月31日) (平成31年3月		
積立型制度の退職給付債務	-		
年金資産	-	-	
	-	-	
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062	
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062	

### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:十円)
	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,75
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,14
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965

#### 繰延税金負債

建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
 繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が 法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。 なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2)当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

				(単位:千円)
		第46期		第47期
	(自	平成29年4月1日	(自	平成30年4月1日
	至	平成30年3月31日)	至	平成31年3月31日)
期首残高		-		-
見積りの変更による増加額		-		248,260
		-		248,260

#### (セグメント情報等)

セグメント情報

1.報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略 しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

#### 2.地域ごとの情報

### (1)営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略 しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

#### (関連当事者との取引)

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	3,987,525	未払 手数 料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式 会井 住 食 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	1,969,101	未払 手数 料	273,241

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

### 第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

#### 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	4,328,153	未払 手数 料	540,879
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	1,465,685	未払 手数 料	228,197

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

### (1株当たり情報)

	第46期	第47期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期	第47期	
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日	
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)	
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	•	
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531	
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850	

#### (重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、SMAMとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、SMAMを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

2020年1月24日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

- (ロ)その他の重要事項該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ)名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 342,037百万円(2020年3月末現在)

(ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 51,000百万円(2020年7月27日現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

\*株式会社日本カストディ銀行は、2020年7月27日に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産 管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社が合併して発足しました。

#### 口 販売会社

(イ)名称	(口)資本金の額	(八)事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品
		取引業を営んでいます。
株式会社北越銀行	24,538百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいま
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	す。

資本金の額は、2020年3月末現在。

#### 2【関係業務の概要】

### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### 口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

### 3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。) 該当ありません。

#### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレス をコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に はその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすること があります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (11)写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

### 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明 印 指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印 指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに 財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

令和1年12月24日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

小澤 陽一 公認会計士

業務執行社員

囙

指定有限責任計員

菅 野 雅子 公認会計士 囙

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状 況」に掲げられている三井住友・DC年金日本株式225ファンドの平成30年11月13日から令和1年11月11日まで の計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監 査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明 することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得る ために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続 は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択 及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当 監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と 適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並 びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、三井住友・DC年金日本株式225ファンドの令和1年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了 する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会 計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2.XBRLデータは監査 の対象には含まれていません。

### 独立監査人の中間監査報告書

2020年6月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 菅 野 雅子 公認会計士 EП

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 貴志 松井 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金日本株式225ファンドの2019年11月12日から2020年5月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表につい て中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務 諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財 務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま れる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。 諸表の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DC年金日本株式225ファンドの2020年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2019年11月12日から2020年5月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表 示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会 計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

(注)1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2.XBRLデータは 中間監査の対象には含まれていません。